

暮らしに  
役立つ!!

令和6年  
冬号  
No.148

# かいび号

初めての一人暮らしのあなたに送る

おめでとーう

若者をターゲットとした悪質商法による被害が後を絶ちません。特にこの時期は卒業・入学・就職シーズンです。新生活での被害を未然に防ぐため、気を付けてほしい消費者トラブルを紹介します。

## おかしな

大幅割引、偽サイト??

- 文章表現がおかしい、事業者の住所や電話番号の記載がないサイトは要注意!!
- ➔事業者の連絡先を確認して、商品が届かない、偽物が届いたといったトラブルを防止しましょう。

## めんどろでも

画面を隅々まで確認だ

- 「初回お試し特別価格」などの通信販売は、知らないうちに定期的に届く継続的購入になっているかも!?
- ➔購入は1回限りかどうかよ〜く確認してから。

## デメリット

理解してからリボ払い

- 18歳になるとクレジットカードを作ることができますが、支払い方法の設定をチェック!!
- ➔あらかじめ設定した金額を毎月支払うリボ払いには手数料負担が大きくなる傾向にあります。

## とつぜんの

訪問販売、契約はすぐしない!

- 初めての一人暮らし、訪問販売で言われるがまま契約してしまった!!
- ➔その場ですぐに契約せず、不要であればきっぱり断りましょう。
- ➔訪問販売で契約した場合、クーリング・オフができる場合があります。

## うまい話

うのみにしないで、裏がある!?

- 「誰でも簡単にもうかる」と副業を申し込んだら高額な初期費用を請求された!!
- 知り合った相手から「投資で稼いでいる」と誘われ、代金を消費者金融で借金してしまった!!
- ➔うまい話はそうありません。借金してまで投資や副業にお金を支払うことはやめましょう。



見守り犬「かい」くん

消費者と事業者間のトラブルについて相談できます。  
相談員が自主交渉の方法や解決策について助言します。  
一人で悩まず気軽に相談を。

県民生活センター 消費生活相談 ☎055-235-8455  
〔地方相談室 ☎0554-45-5038〕

消費者ホットライン ☎188(いやや) お近くの消費生活相談窓口へつながります



公式HP



公式X



公式Facebook



公式LINE

消費者の皆様に  
アドバイス

# 「食の伝承マイスター」の紹介



やまなし食育推進マスコット  
ふじべろりん

## 食の伝承マイスターとは？

県では「やまなしの食」に関する調理技術や知識の伝承に取り組む団体・個人を、「食の伝承マイスター」として認証しているよ。

その活動を称え、積極的に活用することで、山梨の食文化の伝承に繋がっていきます！今年度新たに2団体を認証し、現在合計16団体・個人が認証されているよ。

「やまなしの食」とは、県内で受け継がれる郷土料理のうち、特に次世代への伝承に取り組んでいく郷土食のことです。

## 令和5年度 食の伝承マイスター認証式

令和5年12月22日(金)に  
「食の伝承マイスター」認証式を行いました。



これまで認証された方は、県HPにてご覧いただけます♪  
<https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/shokuiku/denshou/dennshoumaista.html>

### 一般社団法人山梨県調理師会

隔年で「食の祭典やまなし」を開催しており、県産食材を使用した展示や調理師コンクールの中で郷土食部門を設けるなど「やまなしの食」の魅力を伝えています。

### 料理研究家 依田 萬代さん

長きにわたり郷土食の研究をされており、2007年に「山梨の郷土食」を出版しています。料理研究家として、講演会や調理研修会を通じ次世代への郷土食の伝承を行っています。

## その香り 困っている人もいます

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

自分にとって快適な香りでも、困っている人もいることをご理解ください。

香りの感じ方には個人差があります。香り付き製品の使用にあたっては、周囲の方にもご配慮ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/anzen/2020jyuunanzai.html>

